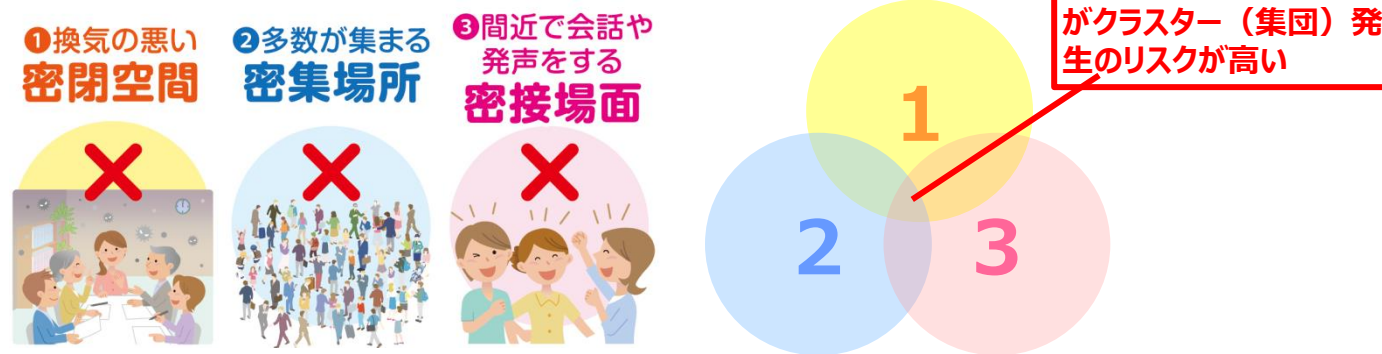
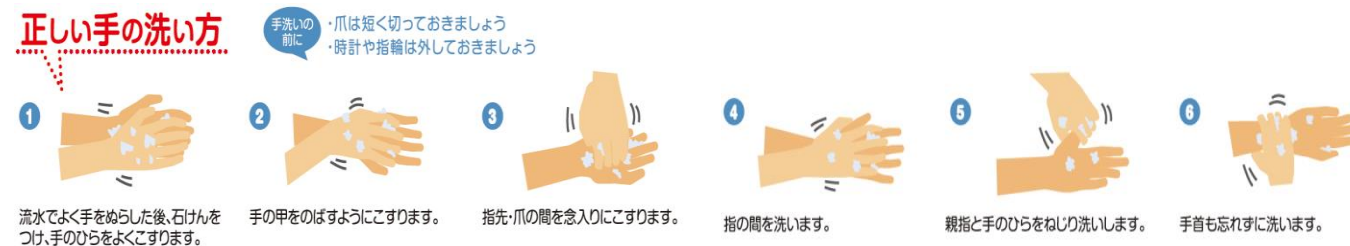


3つの密を避けましょう



感染症対策の基本は、「手洗い」や「咳エチケット」です

外出先からの帰宅時、や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう



■お役立ち情報リンク先一覧

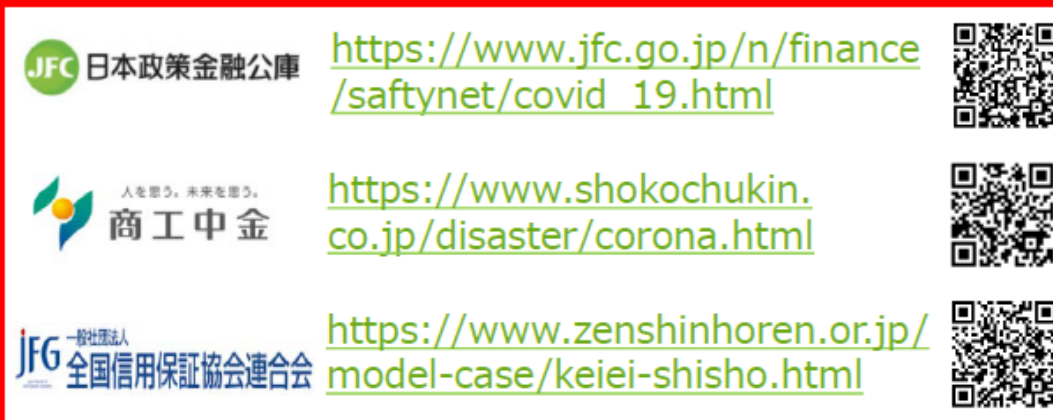
➤ 都道府県、市町村など各自治体の支援策



➤ 農林漁業者が活用できる資金繰り支援策



➤ 政府系金融機関、信用保証協会のHP



アクサ生命保険株式会社 「新型コロナウイルス感染症対応」インフォメーション

アクサ生命保険株式会社(以下：アクサ生命)では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお客さまを様々な方向からご支援致します。

ご存知でしたか？アクサ生命のお客さま向け新型コロナウィルス感染拡大に伴う対応サービス



「24時間電話健康相談サービス」／オンライン健康相談サービス「ドクターズミー」

2020年5月末まで保険種類に関わらず、**すべての契約者・被保険者と同居のご家族の皆さまに無料でご利用**いただけます



24時間電話健康相談サービス
0120-311-481

保健師・看護師等のヘルスカウンセラーが24時間年中無休で新型コロナウイルス感染症に関するご相談を承ります。

Doctors Me
安心をもっと身近に



24時間365日、PCやスマートフォンからご利用いただける、オンライン健康相談サービスです。

その他にも、アクサ生命では期間限定で以下のお客さまサービスをご提供致しております。



契約者貸付（新規貸付）の特別金利

保険料の払い込みが一時的に滞った場合の猶予期間の延長

保険金・給付金の請求について簡易な取り扱い

保険契約の更新手続の遡及対応

※ 各種取扱いの詳細、利用方法などは、下記カスタマーサービスセンターにお電話いただくか、弊社HPよりご確認ください。

■お問い合わせ窓口

ご契約内容やお手続き等に関するご確認・お問い合わせは、弊社営業担当者または下記にて承ります。

アクサ生命 カスタマーサービスセンター 0120-568-093
受付時間 平日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00
(日・祝日、12月30日～1月4日を除きます。)



※ 当資料記載の情報は、作成日時点のものです。最新の情報につきましては、それぞれのお問い合わせ先にてご確認ください。

■ 政府、官公庁の新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策のポイント

「お金」に関する主な支援

【信用保証】

一般保証
(保証枠2.8億円)



セーフティネット保証4号・5号
(保証枠2.8億円)



危機関連保証
(保証枠2.8億円)

【融資】

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資
- 特別利子補給制度
- マル経融資
- セーフティネット貸付

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】
中小企業金融相談窓口：03-3501-1544

【補助金】

ものづくり・商業・サービス補助等
補助上限：原則1,000万円

【お問合わせ先】ものづくり補助金事務局
電話番号：050-8880-4053

持続化補助
補助額：～50万円

【お問合わせ先】全国商工会連合会
電話番号：03-6670-2540

IT導入補助
補助額：30～450万円

【お問合わせ先】
一般社団法人サービスデザイン推進協議会
電話番号：0570-666-424

※この他にも、都道府県や市町村など様々な資金繰り支援がございます。



「雇用」に関する主な支援（雇用調整助成金の特例措置の拡大）

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

ー4月以降以下の特例措置が予定されていますー

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

生産指標要件緩和：1か月5%以上低下（通常3か月10%以上低下）

雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める

助成率：4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業)

計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）

クーリング期間の撤廃（通常1年必要）

被保険者期間要件の撤廃（通常6か月以上の被保険者期間が必要）

支給限度日数：1年100日 + 4月1日から6月30日までの期間

※3月28日に厚生労働省より公表された4月1日からの雇用調整助成金の特例措置は政府方針を先行して表明したものであり、4月1日以降の雇用調整助成金の特例措置は、後日発表となります。



【お問合わせ先】お近くの都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

■ 国税における申告や納税などの当面の税務上の取扱い

➤ 新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合

- ・「経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなくてはならなかったこと」のような一定の理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手續に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります。

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、「国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること」などの要件すべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。
- ・新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして、「事業に著しい損失を受けた場合」など一定のケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがあります。

《猶予が認められると》

原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）

その他詳細は下記ご参照ください。

新型コロナウイルスの対応等について【国税庁HP】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

【お問合わせ先】所轄の税務署（徴収担当）



■ 欠損金の繰戻しによる還付

- ・青色申告書である確定申告書を提出しているなどの要件を満たす中小企業者等（期末時における資本金が1億円以下など）に生じた欠損金額を繰戻して法人税の還付を請求することが出来ます。

詳細は下記ご参照ください。

【国税庁HP】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5763.htm>

【お問合わせ先】所轄の税務署（徴収担当）



■ 新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について

- ・厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合で、「厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること」など申請要件の全てに該当するときは、換価の猶予が認められます。
- ・災害、病気、事業の休廃業などにより、厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合で、「その事業につき著しい損失を受けたこと」など猶予の要件の全てに該当する納付の猶予が認められます。

《猶予が認められると》

猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。

その他詳細は下記ご参照ください。

【日本年金機構HP】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

【お問合わせ先】管轄の年金事務所（徴収担当）

